

◇鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 本県における犯罪認知件数は、近年減少傾向にあるものの引き続き高水準で推移している。
- (2) また、全国的にも子どもが被害者となる事件、人命が安易に奪われる事件等が増加している。
- (3) これらの状況にかんがみ、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪のないまちづくりを行うための基本的事項を定める。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。
(2) 基本理念	<p>ア 犯罪のないまちづくりは、日常生活において自らの安全は自らが守るという意識の下に行われる、県民一人一人の自主的な取組を基本として推進されなければならない。</p> <p>イ 犯罪のないまちづくりは、県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。</p> <p>ウ 犯罪のないまちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。</p> <p>エ 犯罪のないまちづくりは、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう推進されなければならない。</p>
(3) 推進計画	<p>ア 知事は、県が防犯施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>イ 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（ア）防犯施策の推進に関する基本的な方針</p> <p>（イ）自主防犯活動の促進に関する事項</p> <p>（ウ）防犯環境整備の促進に関する事項</p> <p>（エ）犯罪被害者等の支援に関する事項</p> <p>（オ）その他犯罪のないまちづくりを推進するために必要な事項</p> <p>ウ 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の意見を聴くものとする。</p>
(4) 自主防犯活動の促進	<p>ア 県は、県民等が犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、自主防犯活動が活発に行われるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 県は、自主防犯活動を行う防犯団体等及びその指導者の育成のための支援を行うものとする。</p>
(5) 通報等	<p>ア 人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者（以下「不審者等」という。）を発見した者は、警察その他の関係機関に通報するよう努めるものとする。</p> <p>イ 通報を受けた警察その他の関係機関は、必要があると認めるときは、周辺住民等に対し、当該不審者等の情報を提供し、地域における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>
(6) 児童等の安	ア 学校における措置

<p>全の確保</p>	<p>(ア) 学校又は児童福祉施設（以下「学校等」という。）の設置者等（施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。）は、当該学校等における児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(イ) 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、(ア)の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p> <p>イ 通学路等の措置</p> <p>(ア) 学校等の設置者等、通学路等（学校等への通学、通園等の用に供される道路又は児童等が利用する公園、広場等をいう。以下同じ。）を管理する者及び通学路等に係る地域を管轄する警察署長は、児童等の保護者及び通学路等に係る地域の防犯団体等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(イ) 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、(ア)の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
<p>(7) 高齢者等の安全の確保</p>	<p>県は、高齢者、障害者その他犯罪を防止する上で特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）及び高齢者等の日常生活の支援を行う者に対し、高齢者等が犯罪により害を被ることがないようにするために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。</p>
<p>(8) 防犯に配慮した住宅</p>	<p>ア 住宅の設計又は建築を業とする者（以下「住宅業者」という。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅（以下「防犯住宅」という。）の普及が進むよう努めるものとする。</p> <p>イ 共同住宅を所有し、又は管理する者（以下「共同住宅所有者等」という。）は、当該住宅を防犯住宅とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 知事及び公安委員会は、共同して、住宅を防犯住宅とする上で参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
<p>(9) 防犯に配慮した公園等</p>	<p>ア 公園又は道路（以下「公園等」という。）の設置者等は、当該公園等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 知事及び公安委員会は、共同して、アの措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
<p>(10) 防犯に配慮した自動車駐車場等</p>	<p>ア 自動車駐車場又は自転車駐輪場（以下「駐車場等」という。）の設置者等は、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>イ 知事及び公安委員会は、共同して、アの措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
<p>(11) 深夜小売業者等の防犯措置</p>	<p>ア 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業者（以下「深夜小売業者等」という。）は、その営業のための施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>イ 知事及び公安委員会は、共同して、アの措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
<p>(12) 空家の防犯措置</p>	<p>空家を所有し、又は管理する者は、当該空家が犯罪に利用されることを防止するため、侵入の防止その他管理上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(13) 防犯に配慮した自動車等の</p>	<p>自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売、貸出し又は整備を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動車等及び</p>

普及	その盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。
(14) 防犯に配慮した自動販売機の普及	ア 自動販売機の販売又は貸出しを業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。 イ 自動販売機の設置者等は、当該自動販売機からの盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(15) 優良防犯施設の認定	ア 知事は、規則で定めるところにより、防犯のための措置が講じられていると認める施設を、優良防犯施設として認定することができる。 イ アにより認定した施設が優良防犯施設に該当しなくなったときは、知事は、認定を取り消すことができる。
(16) 犯罪被害者等の支援	ア 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間団体と連携して、これを実施するものとする。 イ 県民等は、犯罪被害者等が犯罪被害者等であることを事由として不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないように十分配慮するものとし、県は、教育活動、広報活動等を通じて、その重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。
(17) 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	推進計画の策定及び推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会を設置する。
(18) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に対する体制整備の一環として職員の特殊勤務手当の支給対象業務を見直す。

2 条例の概要

(1) 防疫等業務手当の支給対象業務に、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務を加える。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職務の性質及び実態にかんがみ、鳥取県男女共同参画推進員の報酬を改める。

2 条例の概要

(1) 鳥取県男女共同参画推進員の報酬を月額20,000円（現行 月額122,000円）とする。

(2) 施行期日は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉法の一部が改正され、温泉の採取に係る許可制度が創設されたこと等に伴い、これらの事務について手数料を徴収することとする。

2 条例の概要

- (1) 温泉法に基づく次に掲げる許可等の事務について、それぞれに定める額の手数料を徴収する。
 - ア 掘削のための施設等の変更の許可 1件につき24,000円
 - イ ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可 1件につき24,000円
 - ウ 温泉の採取の許可 1件につき35,000円
 - エ 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継に係る承認 1件につき7,400円
 - オ 可燃性天然ガスの濃度についての確認 1件につき7,400円
 - カ 温泉の採取のための施設等の変更の許可 1件につき24,000円
- (2) 施行期日は、平成20年8月1日とする(1)オの一部を除き、同年10月1日とする。

◇鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の勧告を尊重し、県民又は事業者が県の男女共同参画推進施策等に苦情があるときの推進員への申出について、申出をした者（以下「申出者」という。）の氏名、住所等が明らかでない場合でも対応できるよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県の男女共同参画推進施策等についての推進員への苦情の申出について、申出者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。
- (2) 推進員は、(1)の申出にあつては、その審査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (3) 男女共同参画を阻害すると認められること等についての知事への申出について、(1)及び(2)と同様の措置を講ずる。
- (4) 県民又は事業者は、知事又は推進員への申出を行うに当たっては、当該申出により第三者の人権が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。
- (5) 知事又は推進員は、(4)に違反した申出があつたときには、申出に対する対応を行わないものとする。
- (6) 知事は、平成23年度末を目途として、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

保健師学校養成所の教育内容の基準が見直され、鳥取県立看護師等養成施設における教育課程の編成が困難となったこと、及び県内における保健師の需要が少ないこと等により、鳥取県立看護師等養成施設においては、保健師を養成しないこととする。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立看護師等養成施設において養成する者から保健師を除くこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする(2)を除き、平成21年4月1日とする。

◇天神川流域下水道条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県が管理し、現在財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に施設設備の維持管理等の業務を委託している天神川流域下水道について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入する。
- (2) 天神川流域下水道の維持管理は、関係市町による関与が求められること、災害その他非常の事態の発生の際における危機管理上、施設管理に習熟した職員配置が必要であること等から、公募によらず、知事がそ

の候補者を選定する。

2 条例の概要

天神川流域下水道の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理

天神川流域下水道の運転、施設等の維持管理及び修繕その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。

(2) 指定管理者の選定の特例

指定管理者は、知事がその候補者を選定する。

(3) 指定管理者の管理の期間

5年間

(4) 施行期日

施行期日は、公布日とする(5)を除き、平成21年4月1日とする。

(5) 準備行為

指定管理者の指定のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

◇鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

倉吉市が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定して、空き缶等をみだりに投棄することを禁止することにより環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、倉吉市の区域を条例の適用外とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の規定を適用しない区域に倉吉市を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、規則で定める日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県営住宅の一部の団地における水道及び下水道の施設の使用について、知事が使用料として徴収することとするため所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 規則で定める県営住宅については、当該県営住宅が所在する市町村の条例で定める水道及び下水道の使用料は県が負担することとし、知事は、当該県が負担する額を当該県営住宅の各住戸の使用水量であん分した額の使用料を当該住戸の入居者から徴収することとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年7月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県が管理している鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入する。

2 条例の概要

二十世紀梨記念館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	二十世紀梨記念館の利用許可、施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	5年間
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(4) 利用許可	二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(5) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。
(6) 措置命令	指定管理者は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(7) 利用料金	ア 二十世紀梨記念館の利用料金は、協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 イ 利用料金は、あらかじめ知事の承認を得て定める。
(8) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減免しなければならない。
(9) 施行期日	施行期日は、公布日とする(10)アを除き、平成21年4月1日とする。
(10) 経過措置等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県が管理している鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入する。
- (2) 卸売業務の効率化、市場機能の強化を図るため、公募によらず、知事はその候補者を選定する。

2 条例の概要

市場の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	市場の施設等の利用許可、使用料の徴収及び収納、維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事はその候補者を選定する。
(3) 指定管理者の管理の期間	5年間
(4) 開場時間及び休場日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 卸売予定数量等の報告及び掲示	ア 卸売業者は、毎開場日の卸売予定数量等を指定管理者に報告しなければならない。 イ 指定管理者は、卸売予定数量等の報告を受けたときは、その内容を市場内に掲示する。
(6) 利用許可	市場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(7) 行為の制限等	指定管理者は、市場施設をき損する者等に対して、当該行為を制止し、又は退去その他必要な措置を命ずることができる。

(8) 施行期日	施行期日は、公布日とする(9)アを除き、平成21年4月1日とする。
(9) 経過措置等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県漁港管理条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県が管理している境漁港について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入する。
- (2) 鳥取県管境港水産物地方卸売市場と一体となった管理を行うことにより、管理業務の効率化を図るため、公募によらず、知事はその候補者を選定する。

2 条例の概要

境漁港の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	境漁港の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事はその候補者を選定する。
(3) 指定管理者の管理の期間	5年間
(4) 港内の秩序維持	指定管理者は、港内の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、てい泊、停留又はけい留（以下「停けい泊」という。）をする船舟に対して移動を命ずることができる。
(5) 停けい泊禁止区域	船舟又はいかだは、知事が指定した停けい泊禁止区域に停けい泊してはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。
(6) 危険物等についての制限	ア 危険物等を積載した船舟は、指定管理者の指示した場所でなければ停けい泊してはならない。 イ 危険物等の荷役をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(7) 放置物件の除去命令	漁港区域内の水域における漂着物等の物件又は漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、指定管理者は、当該物件の所有者等に対し、その除去を命ずることができる。
(8) 陸揚輸送等の区域における利用の調整	ア 指定管理者は、知事が指定した陸揚げ輸送等の区域内にある漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、時間等につき必要な指示をすることができる。 イ 船舟は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、速やかに指定区域外に移動しなければならない。ただし、指定管理者が当該区域の利用上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。
(9) 利用の届出	漁港施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。この場合において、輸送施設については、知事が指定したものに限る。
(10) 施行期日	施行期日は、公布日とする(11)アを除き、平成21年4月1日とする。
(11) 経過措置等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 イ 所要の経過措置を講ずる。